



2021年3月1日

緊急事態宣言の6府県解除に伴う当社の対応について

日本国土開発 株式会社

本社：東京都港区赤坂4-9-9

代表取締役社長 朝倉 健夫

政府による緊急事態宣言の対象地域について、大阪、兵庫、京都の関西3府県、愛知と岐阜の東海2県、福岡県が、2月28日に解除されました。当社は1月8日から本社、全国の各事業所および営業所において原則テレワークでの勤務を行っており、これを引き続き実施いたします。実施期間は、緊急事態宣言の対象期間である3月7日までを予定しております。

また、現場作業所は、引き続き感染予防対策に最大限留意しつつ、関係先のご意向を尊重したうえで適切に対応してまいります。

何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以 上

この件に関するお問い合わせ先

日本国土開発株式会社 経営企画部 電話 03-5410-5720